

統計委員会基本計画部会第1ワーキンググループ会合（第8回）議事概要

1 日時：平成20年5月19日（金）15:00～17:00

2 場所：中央合同庁舎第4号館 共用第4特別会議室

3 出席者：

（委員）美添座長、大橋委員、大守委員、須々木委員、永山委員、森委員、山本委員

（審議協力者）内閣府（経済社会総合研究所）、総務省（統計局）、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府

（事務局）貝沼総務省政策統括官（統計基準担当）、中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長 他

- 4 議事次第
- （1）統計ニーズの把握方法について
 - （2）基幹統計の指定基準の明確化について
 - （3）統計調査の見直し、効率化の考え方について
 - （4）統計の評価について
 - （5）その他

5 議事概要

冒頭、事務局から資料5に基づき審議の進捗状況を踏まえた新たなスケジュールを説明した上で、座長から予備日を設ける旨の提案があり、今後日程調整することになった。

議題1：統計ニーズの把握方法について

総務省政策統括官室から、参考資料1等に基づき統計ニーズの把握状況を説明。

主な質疑応答は以下のとおり。

- ・ ①ニーズや評価を広く聴取するため、総合窓口を設置すべき。②ユーザー会議は、各省横断的に広く各界から意見を聞くものとすべき。頻度は当面は年1回で、その後は2・3年に1度の開催が適当。開催時期については、要望を速やかに反映できるよう、行政側の準備期間も考慮することが必要。③提出されたニーズ等について、その後の対応状況等を統計委員会で管理すべき。
- ・ ニーズを議論する場については、検討テーマにより運営は異なると思われるので、まず統計委員会に専門部会のようなものを設けて議論することが適当。常設組織の必要性はその後の状況をみて判断すればよい。また、このような場は、議論を通じて政府統計に批判的な人に対して理解を深めてもらう絶好な機会でもあるので、単に要望を聞く場に終わらせるのではなく、十分に議論することが重要。
- ・ e-Statのような政府横断的な場で、すべての統計情報が集約されたサイトを設け、各情報の閲覧記録からニーズを判断する手段もある。また、そのサイトに相談窓口を作り苦情・要望を記入してもらってはどうか。
- ・ ニーズの受付窓口と議論の場は分けて考えるべき。窓口は、各省の個別及び共通の課題を幅広く受け付けられればよい。議論は共通の課題の中からテーマを絞って統計委員会で行うのが適当。事項は、横断的・共通的な課題の他、特段の要望があれば各府省個別の事項も可能とする。
- ・ これまでの意見に賛成だが、ニーズの反映・実現化に当たっては、予算や人員の裏付けが必要であり、統計委員会として、予算・定員当局に働きかけをすべき。

- ・ 基本計画を5年ごとに定めるのであれば、各省横断的な課題について、毎年議論が必要か疑問。基本計画の見直し時に議論すれば足りるのではないか。
- ・ 調査に対する報告者負担の問題、加工統計に関する早期公表化、各種指数の整合性、調査の比較なども府省横断的な課題だとすれば、基本計画に載っているものであっても、見直し時に限らず、各府省の個別対応を超えた何らかの対応が可能ではないか。
- ・ 本日の議論としては、まず、各省横断的な仕組みについて、①窓口は広く意見を聞き、統計委員会の下部組織のようなところで論点を絞って議論をする、②効果としては、政府統計に対し意見を有する利用者に対する理解の促進という側面もある。③組織形態は、必ずしも常設組織は不要。④頻度、時期等は、問題が生じたときに適宜対応するというような仕組みが現実的ではないか、ということなことだと思う。

また、各省個別の仕組みと横断的な仕組みの仕切りは、複数の調査が関わるか否かで判断。ただし、横断的な仕組みの中で、個別のニーズを受け付けること自体はあり得る。

ニーズの具体的な反映としては、検討課題として取り上げ、次期基本計画へ反映したり、府省横断的な検討委員会を開催するというような対応が考えられる。

- ・ 外国では、政策部局、学界、マーケットが常にコミュニケーションする場があり、そこで議論することによりニーズ把握が行われている。世界情勢の変化についての共通理解を深め、どのように統計を改善していくのか、というようなことを我が国ではどのような場で議論するのか検討する必要がある。

議題2：基幹統計の指定基準の明確化

総務省政策統括官室から、資料2、3、4等に基づき指定基準の考え方等を説明。

主な質疑応答は以下のとおり。

- ・ 統計法の基幹統計に関する3つの規定に共通する基準としては、①国民生活の維持・向上に寄与、②内容が基礎的であり活用範囲が広い、③特定の利害にかかわりがないことが挙げられる。また、3規定それぞれ個別には、①地方集計が可能となるもの、ただし、相当な費用がかかるものもあるので指定後の経過措置的な配慮も必要、②特定の業界・団体を利しないこと及び広く利用されること、③国際比較の目的の明確性等が挙げられる。
- ・ 基幹統計には報告義務があるが、その理由としては品質の確保だと思う。例えば、財政支出の基礎となるような統計は、品質の確保がなされないと納税者への説明責任を果たせなくなるので、このような「財政支出の基礎となる」ことも基準の一つではないか。
- ・ 重要だが高い品質が確保できない統計も中にはある。統計作成者として品質を高める努力は必要だが、品質に関する基準は柔軟さも必要。
- ・ 民間でも将来推計が実施される中で、政府の推計値にのみ統計として特殊な地位を与えてよいのかには疑問も残る。
- ・ 法令に基づきデータを利用している場合、極一部のデータのみを利用している場合も指定対象になるのか疑問。指定に当たっては、マトリックスで各基準の充足度を測り、指定優先度に応じたカテゴリー（カテゴリーⅠ：国勢調査及びSNA、カテゴリーⅡ：センサス系、又はいくつかの要件を同時に充足するもの等、カテゴリーⅢ：指定するか否かグレー）に分類する方法が考えられる。将来推計値については、独立性が担保される必要があり、科学的な作成根拠が求められることから、基幹統計の指定の対象にして作成プロセス等を明らかにし、整合の高い数字に基づいて政治、行政が行われるべ

き。

- ・ 第2、第3WGとバッティングしないよう、基幹統計については大まかな基準でよいのではないか。基準としては、新法の理念からいって、民間や国際的な利用という観点を重視すべき。将来推計値は仮定の仕方によって変わってくる。基幹統計とすることが適切なのか疑問も残る。
- ・ 指定基準については、柔軟さを確保しつつも文章化するのが適当。文章化するには、どのような方法が適切か。基本計画でどう記述するかも含め検討する必要がある。
- ・ 指定基準として、地方集計の話も挙げられていたが、多数の品目別にデータを取る生産動態統計のように、地方集計が困難なものがあることはご理解いただきたい。
- ・ 将来推計人口については、将来推計の全体の体系の中でどう位置づけるかということではないか。個人的には、将来推計人口が基幹統計としての指定に馴染むか疑問もある。
- ・ 新法第2条第4項第3号の口の民間における利用とは、単なる公表物の利用ではなく、研究論文等での引用を指すのではないか。
- ・ 本日の議論をまとめると、①基幹統計の指定基準については、柔軟さのある目安として作成する、②加工統計についての特別の基準は、特にないと考えられる、③将来推計値の指定については、海外の例にならうと可であり、また、推計のためのパラメーターが客観性・正確性を有しており作成手順が公開されていれば可とも考えられる。他方、推計値の作成手順の詳細な公開は困難な場合もあり、引き続き議論したい。

議題3：統計調査の見直し、効率化の考え方について及び議題4：統計の評価について

総務省政策統括官室から、資料2及び参考資料3に基づきIMFデータ評価フレームワーク等を説明。主な質疑応答は以下のとおり。

- ・ 見直し、効率化の基準としては、統計が幅広く利用されているか否かだと考える。評価については、評価のための評価にならないよう、統計委員会で重点項目を定めるなど省力的に実施するのが適当。
- ・ 当該統計を創設する際に掲げた利用目的が、評価時点でも有効かどうかの一つの基準。
- ・ 一つの評価システムで機械的に評価するのではなく、検討対象を重点化することが適当。機械的な評価システムは検討対象を絞るスクリーニングには使えるであろう。
- ・ 評価を踏まえた改善には、予算や人員が必要であり、その点にどう対応するか課題。統計調査の見直し、効率化は、やはり国民の視点で行うべきであり、それが共通の視点ではないか。また見直し、効率化の基準である統計調査の目的は、特に政策部局が行う統計調査に関しては、政策の企画・実施への寄与であると考ええる。
- ・ 報告者には、類似の統計調査が多いという認識がある。統計調査数の整理も必要。
- ・ 個々の統計調査の調査項目レベルで政策のどの部分にどのように寄与しているか、また、どのようなユーザーを想定し作成されているかについて、評価すべき。
- ・ 本日の議論としては、①統計調査の見直し、効率化は優れた統計の作成のために行うことは共通の認識、②行政資料の活用により部分的に調査事項の見直しを行い、統計の有用性に関する評価ができるのではないか、③統計が創設された際の目的に事情変更がないかの一つの見直し基準、④統計の評価、見直しは、統計委員会において基本計画の改定に合わせて行うことが適当ではないか。

議題5：その他

- ・ リソースに関連して、地方分権改革推進委員会において、統計調査も議題になっていると聞いているが、どのような状況なのか。WGにおいても地方分権の動向に留意すべきと考える。

- ・ 地方分権改革推進委員会では、農林統計調査について民間へのアウトソーシングを求められている。平成 23 年度以降の 2000 人の職員についても過大であり、地方職員の実査業務を廃止すべきとの指摘。先頃の第 1 次勧告案の中でも、国で実施している統計調査は地方自治体への移譲を基本とし、国に残す調査は本省で実施し、地方支分部局は廃止するとの案である。国と地方を通じたりソースの再配分と密接な関連があるので、いずれこのWGでも議論して頂きたい。

次回は、6 月 6 日（金）15:00 から、中央合同庁舎第 4 号館共用第 4 特別会議室で開催する。

以 上

《速報のため事後修正の可能性あり》